

第13章 許可申請等手数料

1 許可申請等手数料

開発許可申請その他法に基づく申請等に係る手数料額は、手数料徴収条例及び手数料徴収条例施行規則において定めており、申請等1件当たりの手数料額は次表のとおり。

手数料の納付は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより行う。

項	申請内容		手数料			
1	開発許可申請手数料	法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	開発区域の面積 (ha)	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	(3) その他の場合
			0.1未満	8,770円	13,260円	87,720円
			0.1以上 0.3未満	22,440円	30,600円	132,600円
			0.3以上 0.6未満	43,860円	66,300円	193,800円
			0.6以上 1.0未満	87,720円	122,400円	265,200円
			1.0以上 3.0未満	132,600円	204,000円	397,800円
			3.0以上 6.0未満	173,400円	275,400円	520,200円
			6.0以上10.0未満	224,400円	346,800円	673,200円
	10.0以上	306,000円	489,600円	887,400円		
2	開発行為の変更許可申請手数料	法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査 (1件につき右欄に掲げる額を合算した額(その額が887,400円を超えるときは、887,400円))	(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額の10分の1の額(1円単位の額は切捨て)			
			(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額			
			(3) その他の変更		10,200円	

3	市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料	法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可の申請に対する審査料	46,920円
4	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査	26,520円
5	市街化調整区域内建築等許可申請手数料	法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請に対する審査	敷地の面積 (ha)
		0.1未満	7,030円
		0.1以上 0.3未満	18,360円
		0.3以上 0.6未満	39,780円
		0.6以上 1.0未満	70,380円
		1.0以上	98,940円
6	開発許可地位承継承認申請手数料	法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ha未満のとき。 1,730円
			(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ha以上のとき。 2,750円
			(3) その他の場合 17,340円
7	開発登録簿の写し交付手数料	法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	1枚につき 470円
8	証明手数料	法施行規則第60条証明	1枚につき 400円

- (1) 申請内容が、「自己用」、「その他」にまたがる場合は、「その他」の手数料額による。
- (2) 表2項(2)の法第30条第1項第一号から第四号までに掲げる事項とは次のとおり。
 - 一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
 - 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途
 - 三 開発行為に関する設計
 - 四 工事施行者
- (3) 表2項(3)のその他の変更とは、同項(1)又は(2)に該当しない変更で、例えば次のものが該当する。
 - ア 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途の変更
 - イ 工事施行者の変更（規則第28条の4第二号に規定する軽微な変更を除く。）
- (4) 開発登録簿の調書及び図面の写し各1部を請求する場合、手数料は940円となる。

2 手数料の免除

次の(1)又は(2)に掲げる申請で、それぞれの理由に該当する場合は、手数料を免除する。(平成12年4月1日京都府告示第256号)

- (1) 開発行為等の事業主体である市町村が行う申請で、公営住宅法第2条第二号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法第2条第6項に規定する改良住宅の建築に係るもの
- (2) 災害により建築物若しくはその敷地を滅失し、又は破損した者が、被災地を管轄する市町村長の発行するその旨の証明書を添付して、その災害の発生した日から6箇月以内に開発行為等を行うための申請で、知事が必要と認めたもの